平成２１年（フ）第１２８３号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台２丁目６番11号
債務者　田中日登美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２８４号
北九州市門司区白野江４丁目27番35号
債務者　永井　親志
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３１０号
北九州市八幡西区医生ケ丘５番３号
債務者　仲　　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３０５号
神奈川県三浦市葉山町一色815番地の１　シティハイムＫＵＢＯ101号
債務者　青嶋　葉子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第５２１号
岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第18地割字葉ノ木沢140番地１、住民票上の住所青森県上北郡七戸町字舟場向川久保230番地
債務者　中村　春喜
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
青森県黒石市吉乃町25番地
債務者　木村　　一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３３６号
青森県弘前市大字宮川１丁目５番地15
債務者　山内　禎久
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３３７号
青森県弘前市大字宮川１丁目５番地15
債務者　山内　清美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３４８号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目20番地10
債務者　成田　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第４８号
名古屋市名東区亀の井３丁目８番地　第２明徳ビル306号
債務者　中地　博子（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９号
名古屋市名東区亀の井３丁目８番地　第２明徳ビル306号
債務者　中地　優子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９７号
和歌山県橋本市野560―６　サンメゾン２―9302、住民票上の住所和歌山県橋本市東家905番地
債務者　中山　隼人
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５４１号
和歌山県有田市宮崎町2221番地の４
債務者　中尾　嘉秀
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５５９号
和歌山県橋本市恋野2133番地
債務者　谷口　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６４３号
和歌山市松江北７丁目11番18号　ジーニアス松江201号室
債務者　場谷　祐介
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６４７号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田28番地
債務者　塚原和歌子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６７８号
和歌山市井辺219番地の11
債務者　植本　和子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係